

42 保育所・幼稚園・認定こども園への継続的な啓発について

【問】

①市は、市内の保育所・幼稚園・認定こども園に対し、新型コロナウイルス感染対策に関する啓発を継続的に行っているか伺う。

②厚生労働省のホームページでは、「新型コロナウイルスに関するQ&A」として、労働者を休ませる場合の措置についてなどを企業の方向けに掲載している。

保育の質を低下させないためには、安心して働ける環境であることが大切だと考えるが、新型コロナウイルスに感染した場合や感染が疑われる場合において、保育所等の職員が休むときの休暇の取扱いや休業手当について、市は保育所等に対して啓発や情報提供を行っているか伺う。

【答】

①保育施設等につきましては、国・県からの新型コロナウイルス感染症に関する通知等を、速やかに各施設に送信して情報共有を図り継続的な啓発と情報提供に努めています。

また、公立保育園で行われている感染症防止対策の取り組みや保護者等への注意喚起の案内などを民間保育施設等へ適宜ご案内して、感染症防止対の参考にしていただいております。

②保育施設等への感染防止対策と同様に、国・県を通じて通知等がされますQ&Aを民間保育施設等に送信して情報提供を行っております。

また、民間保育施設等から、労働者を休ませる場合の措置についての問合せがあった場合は、厚生労働省のホームページへの案内及びQ&Aを用いて問合せに対応しております。

(保育課 R3. 6. 23 回答)